

平成 27 年度定期監査の結果に関する報告  
(平成 28 年 3 月 31 日付け浜田市監査委員告示第 2 号)  
に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 第6 監査の結果

#### 2 財務部

	指 摘 事 項	措 置 状 況
(2) 税務課 (現 資産税課)	<p>ア 改善等を要する事項及び意見 (ア) 契約事務について</p> <p>予定価格が50万円を超える業務委託の契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものとし、競争見積による随意契約を行っていた。第1号による随意契約は業務委託の場合、予定価格が50万円を超えないものが対象となるため、入札による相手方の選定が適正となる。については、契約規則に基づき適正に契約相手方の選定を行うよう留意されたい。</p>	<p>ご指摘いただいた予定価格が50万円を超える業務委託の契約については、平成28年度から入札による相手方の選定を行っており、改善しました。</p>

#### 3 健康福祉部

	指 摘 事 項	措 置 状 況
(1) 地域医療対策課	<p>ア 改善等を要する事項及び意見 (ア) 行政財産使用料について</p> <p>大麻診療所敷地に係る行政財産使用料について、許可の起案を確認したところ、普通財産の有償貸付に関する取扱要綱及び健康長寿課起案（平成16年度）の決裁文書（部長決裁）による普通財産貸付に係る減免の規定を適用し減免としていたが、普通財産に関する規定を行政財産に適用することは適当ではない。行政財産使用料条例の減免規定は「他の地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用及び公益事業の用に供するため使用するとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」となっている。</p> <p>貸付けの相手方は公共的団体には当たらないため、免除とすべき理由を明</p>	<p>浜田市行政財産使用料条例第6条の規定に沿って市長決裁を受けるとともに、行財政改革推進課長に合議を行うよう改めました。</p>

	<p>示し、市長が特別の理由があると認めるときとして市長決裁を受ける必要がある。担当課においては根拠となる規定の整合性、市長が認める場合の理由は第三者から見て説得力があるものとなっているか再度確認の上、適切な取扱いをされたい。</p> <p>なお、「市長が特に必要と認めた」減免の決裁は単件ごとの市長決裁（財務部長、財務部次長合議）となっており、また、浜田市公有財産規則第 20 条（使用許可の手続）により行政財産の使用を許可しようとするときは、「行財政改革推進課長に合議しなければならない」とされていることに留意されたい。</p>	
--	--	--

## 8 上下水道部

	指 摘 事 項	措 置 状 況
(1)管理課	<p>ア 改善等を要する事項及び意見 (ア) 行政財産の使用許可について 浜田市公有財産規則第 20 条（使用許可の手続）により、許可しようとするときは、行財政改革推進課長に合議しなければならない、と規定されているが、起案文に合議のないものが見受けられた。ついては、規則に基づき適切な決裁処理を行うよう改善されたい。</p> <p>また、携帯基地局の使用料積算について他課の同様の施設の積算方法と異なる規定を元に積算されている。同種の施設に係る使用料の積算は市で統一するべきと考える。</p> <p>(イ) 工業用水道事業会計の人件費の計上について 工業用水道事業会計において負担とする 3 名の人件費負担について、会計処理の考え方の説明を求めた。工業用水道事業開始時（旧三隅町）に料金設定に関する説明資料の中で、3 人の人</p>	<p>決裁処理について、上下水道部単独で決裁していたものを行財政改革推進課長に合議するように改善しました。</p> <p>また、使用料の積算については、浜田市行政財産使用料条例に基づいて積算するよう統一しました。</p> <p>平成 30 年度予算編成において、平成 29 年 6 月から 7 月に実施した事務事業量調査に合わせて現行の業務量を勘案し、今までの工水支弁職員を 3 人から 2 人へ変更しました。</p>

	<p>員配置で国及び中国電力株式会社の了承を得てスタートし、現在に至っている。3人の携わる業務は、工業用水道事業に特化しているわけではないが、反対に3人以外で工業用水道事業に携わっている職員もおり、それぞれの業務に携わる割合に応じて支出すれば事務が煩雑となる。</p> <p>また、逆に3人を100%工業用水道事業の業務だけに携わせることとすると他の業務に支障が出ることになるため、例えば30人役のうち、10分の1を工業用水道事業の業務とすれば、3人の人件費を100%支出するものと考えている。独立採算制の趣旨から必要とする人件費の負担となるよう今後考えていく、と説明があった。人件費負担については、現在検討されている水道料金に影響する重要な事項となるため、負担の正当性及び根拠について明確にし、適切な会計処理が行われるよう留意されたい。</p>	<p>なお、今後の施設更新や業務の拡張等、情勢の変化に応じて、工水支弁職員の人数を改めて変更することもあるものと考えます。</p>
(2) 工務課	<p>ア 改善等を要する事項及び意見 (ア) 契約事務について</p> <p>随意契約の工事請負契約について、有資格者でないものとの契約が見られた。随意契約を含め、市が発注する建設工事の相手方は、建設工事等競争入札参加者選定要領及び建設工事指名競争入札参加者指名基準の規定により、入札参加資格のある者から選定することとなっている。契約の相手方選定の際は、工事種別ごとの資格者の中から選定するよう改善されたい。</p>	<p>工事発注の際、工事種別ごとの入札参加資格者名簿を必ず確認し、その中から選定するよう改善しました。</p>